

呉市急傾斜地復旧整備事業融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、急傾斜地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対して、当該急傾斜地の復旧工事又は整備工事に必要な資金を融資することにより、急傾斜地の復旧及び整備を促進し、もって急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「急傾斜地」とは、民有のがけで、傾斜面が水平面に対し30度以上の角度をなし、かつ、傾斜面の直高が2メートルを超える宅地又は宅地に隣接するがけ地をいう。

(預託)

第3条 市長は、この要綱の目的を達成するため、急傾斜地復旧整備資金（以下「資金」という。）として、予算の範囲内の額を金融機関に当該金融機関との契約により別途定める利率で預託する。

(1) 年度当初預託金

前年度の3月末融資残高に、1/2を乗じて預託金を算出する。

(2) 追加預託金

融資機関が、第7条の規定による融資の決定をしたときは、預託金の不足（過剰）分を算出し、不足分が発生した場合、預託金の追加を行う。

(融資の対象)

第4条 資金の融資の対象は、急傾斜地の復旧工事又は整備工事で擁壁工事、排水工事、法面工事、法面補強工事、崩壊防止施設の設置その他災害を防止するために必要な工事（以下「復旧整備工事」という。）を行う急傾斜地の所有者等であって、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第22条第2項の規定による勧告、第23条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者又はこの要綱の目的を達成するため市長が行った要請を書面により受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的として復旧整備工事を行う宅地造成業者等は、融資の対象としない。

(融資の内容)

第5条 市長は、次に掲げるところにより融資を行う。

- (1) 融資金額 50万円以上500万円以下。ただし、工事費の90パーセントに相当する額を上限とする。
- (2) 融資額の単位 10万円
- (3) 貸付利率 無利子
- (4) 償還方法 元金均等毎月払
- (5) 償還期間 1回の償還元利金の額が、原則として、5千円以上となるよう計算した期間で、15年を限度とする。
- (6) 保証人、担保等 第3条の規定により預託を受けた金融機関（以下「融資機関」という。）所定の方法による。
- (7) その他 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）第13条第1項第6号の規定により、独立行政法人住宅金融支援機構から災害予防関連工事に必要な資金の貸付けを受ける者については、その不足分を融資する。

（融資の申込み）

第6条 資金の融資を受けようとする者は、急傾斜地復旧整備工事資金融資申込書、工事設計書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（融資の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、その内容を審査し、資金を融資すべきものと認めたときは、融資機関に対し、申込者に係る融資上必要な調査を行い、その適否について決定するよう指示するものとする。

- 2 融資機関は、前項に規定する決定を行ったときは、その旨を市長及び申込者に通知するものとする。

（融資）

第8条 融資機関は、第3条の規定により預託された資金の2倍の額をもって、融資を行うものとする。

- 2 融資機関は、次に掲げるところにより、融資を行うものとする。

融資の時期	融資の割合（％）
復旧整備工事に着手したとき	50
復旧整備工事が完成し、所定の検査が終了したとき	50

- 3 前項の規定に関わらず、融資機関は、資金の融資を受けようとする者が希望したときに限り、復旧整備工事が完成し、所定の検査が終了したときに一括して融資を行うことができる。

(復旧整備工事の検査等)

第9条 市長は、資金の融資を受けた者（以下「借受人」という。）が行う復旧整備工事の進ちょく状況等について、必要に応じ調査することができるものとする。

2 借受人は、復旧整備工事を完了したときは、速やかに完成届を市長に提出し、所定の検査を受けなければならない。

3 市長は、前項の検査を終了したときは、その旨を融資機関に通知するものとする。

(利子補給)

第10条 市長は、融資機関が借入者に対して平成28年度以前に行った融資については、当該融資金につき年3.5パーセントの、平成29年度以降に行った融資については、当該融資金につき市長と融資機関の合意により定めた率の利子補給を、融資機関に対して行う。

(一時償還)

第11条 融資機関は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長と協議の上、該当借受人に対し融資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- (1) 資金を融資の目的以外に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。
- (3) 融資の目的を達成する見込みがないとき。

(調査)

第12条 融資機関は、融資金の回収について別途処理するものとし、市長は、必要に応じ、当該処理状況について調査することができるものとする。

(報告)

第13条 融資機関は、毎月、資金の融資状況に関する報告書を市長に提出しなければならない。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

改 正 平成11年 7月1日

平成11年10月1日

平成 14 年	4 月 1 日
平成 21 年	4 月 1 日
平成 21 年	8 月 1 日
平成 27 年	4 月 1 日
平成 29 年	4 月 1 日
令和 6 年	4 月 1 日